２　諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、同委員会を唯一代表する代表者を指名するものとし、当該代表者は、同委員会の名において、第百二十二条に規定する検討の結果を正式に提供するものとする。この指名された代表者は、同委員会の名において、関連する第百九条及び第百十五条並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。

３　管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

第百二十五条　諮問委員会のオブザーバー

１　加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。

２　諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

３　例外的な場合には、諮問委員会の会合又は当該会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、諮問委員会又はその議長が、管理理事会の議長及び事務局長と協議の上、個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係するオブザーバー及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第百二十六条　諮問委員会の活動に関する情報

１　諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

２　諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第百十一条及び第百十七条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び地域連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

３　諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第二章　国際事務局

第一節　国際事務局長及び国際事務局次長の選挙及び権限

第百二十七条　国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

１　国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限って更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

２　国際事務局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によって行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

２の二　国際事務局長及び国際事務局次長の職への候補者に対する聴聞は、２に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の管理理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。各候補者は、連合に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。各候補者には、等しく時間が割り当てられるものとする。国際事務局長又は国際事務局次長の職への候補者が一人のみである場合には、聴聞は開催されない。

３　国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

４　国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、２の規定を準用する。

５　国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のＤ２の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第百二十八条　国際事務局長の権限

１　国際事務局長は、連合を法的に代表する。

２　国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

３　職の分類、任命及び昇級に関し、

３.１　国際事務局長は、Ｇ１からＤ２までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

３.２　国際事務局長は、Ｐ１からＤ２までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。Ｄ２の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。

３.３　また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、Ｄ２、Ｄ１及びＰ５の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

３.４　国際事務局の職員のＤ２、Ｄ１及びＰ５の等級への昇級については、国際事務局長は、３.３に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

３.５　採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。

３.６　国際事務局長は、職員のＰ４からＤ２までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。